第3部　事後の危機管理

Ⅰ　災害安全

1．児童生徒等の安否の確認等

〇安否確認

・ミマモルメでの回答→可能な範囲で電話連絡→家庭訪問

〇被害状況の確認

・ミマモルメでの保護者からの情報、職員で地域視察

2．学校再開までの児童生徒の支援体制

〇学習支援

・どんな課題が可能か全体で話し合い、それをもとに学年で計画を立てる。

・GIGA端末を活用し、オンラインの授業等を進める。

・Wi-Fi 環境のない家庭には、Wi-Fi ルーターの貸し出しを行う。

3．教育活動の再開に向けた準備

・使用可能な施設の教室・確認（教頭・用務員）

・通学路の安全確認（防災担当）

・教科書・学用品の準備（教科書担当・事務職）

・学習指導計画の立案（教務主任、学年主任、教科主任）

・就学援助（就学援助担当）

・避難所との調整（教頭）

Ⅱ　生活安全 ・交通安全

1．情報交換と事後報告

・教育委員会、麻生警察署、校長会、近隣校、自治会長等地域の関係者、PTA役員への連絡（共通理解）

2．安全管理

・校内、校外の安全確認のための巡視

・施設の応急処置

・地域、児童家庭の状況把握のためのパトロール

Ⅲ　心のケア

児童、教職員等によっては、大きな災害を経験すると表情は表面的には普段と変わりなく見えるが、心の奥深いところには心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことが指摘されている。

心のケアの支援体制は、校内で十分共通理解をしておくとともに、学校医、教育相談機関、精神保健の専門機関等と連携を密にし、的確な対処ができるようにしておくことが必要である。

特に障害のある児童については、家庭との連絡を密にして対応することが重要となる。

〇心のケアに関する校外の関係機関の連絡先

地域みまもり支援センター 地域ケア担当　965−5303

地域支援担当　965−5157

地域サポート担当 965−5160